

明治期、日田地方における杉立木売買証文

九州大学農学部 堺 正 紘

1. 課題

吉野や天龍地方においては、大山林所有者による森林経営の前史として、農民造林が広く行なわれていた¹⁾。しかし、日田地方については、大山林所有者の造林には無償の「木場小作を纏る労働地代が動員された」²⁾という理解が通説化し、農民造林の自立的な展開についてはほとんど注目されていない³⁾。そこで本稿では、G家の所蔵する「立木売買証文」などを検討することによって、農民造林の実態を明らかにし、あわせて「カンノ小作造林」の性格を考察しようとするものである。

2. 分析

(1) G家の所蔵する「杉立木売買証文」は全部で57通（幕領時代6、明治2～4年5、同10年代20、同20年代15、同30年代11）あり、明治10、20年代のものが多し。同家の山林所有は明治中期では、主として、杉立木の集積によって形成されたのである。

(2) 杉立木の売渡主は中津江村内の住民であり、杉立木の所在地も村内である。また、立木の本数は、それを明記した32通のなかで1,000本を越えるのは5通にすぎず、したがって平均本数も1通当り650本足らずと、非常に少ない。これらのことは、農民によるカンノ作地への杉穂の直挿という形態で、造林が行なわれていたことを示唆している。

(3) 「……前条の杉木売渡書面の代金正ニ受取候処実正也然上ハ幾年御立置被成候共御売払被成候共勝手可成候……杉木御伐取被成跡地所者御返し可被成約定ニ御座候……」⁴⁾という形式の証文が16通あり、そのうちの12通は明治20年代までのものである。年季は限っていないが、立木を伐採した跡地は売渡主へ返戻することになっており、いわゆる「立木一代限売買」である。とくに明治20年代までは、杉立木だけを売買するというケースのものが多かった。

(4) 農民による造林は、カンノ作地への直挿という形で行なわれた。そしてこれは農民所有地での挿付はもちろん「右地内へ挿付候杉木ハ元地主長谷部喜内所有ノ節拙者同所ヲ借り入レ山作中ニ挿付シモノナルモ…

…」⁵⁾というようにカンノ小作中に行なわれたものであったし、またその造林木は「右ハ鷹野……所有地ニ拙者外式名ニテ挿付杉木拙者所有ニ係ワル全山之拾分ノ四ノ三分ノ一ヲ今度貴殿へ売渡……」⁶⁾と、造林者と地主とで分収しており、造林者の持分には、5～8割と巾があった。つまり、カンノ小作に伴う造林であっても、小作人はその杉立木の一部分を所有しえたのであり、その持分を売買することも可能だったのである。こうした分収造林持分の売買に関するものは9通あり、このうち7通が明治20年以降のものである。

(5) 部落共有地における造林木の持分の売買が行なわれている。すなわち、「……然ル上者村方協議之上杉木売払候節ハ私壺人分ハ貴殿方江……御配当下申候……」⁷⁾と部落の共同造林の持分権を売渡しているのである。この例は2通しかなく、多いとはいえないし、また、共有地における農民の個人造林を示唆するものではないが、共有地が内部的に崩壊しつつあることだけはうかがえるのである。

3. 考察

明治期の日田地方では、農民による造林が広汎に行なわれた。それは、明治期末からの大山林所有者による大規模造林の前史をなすものであった。この農民造林の直接の契機は林野でのカンノ作であったが、その基礎は樹芸林業にあったのである。すなわち、日田地方では林野での高品質生産が早くから行なわれており、これによって津江筋の諸村では幕領時代に近世村落構造の形成をみている⁸⁾。また、日田地方の農民は明治10年代に「一定繁榮」⁹⁾していたのである。

しかし、それは、同時に農民層の分解をも促進したのであり、多くの農民が山林や耕地を手離していったのである。明治10～20年代における売買証文の多しさは農民層分解の深化と、没落していく部分の杉立木を商人や地主が集積していった過程を示しているのである。

ところで、農民造林は、自己所有山林はもとより、他人の所有地、すなわち木場小作地でも行なわれた。明治20年以降農民の分解がすすみ、没落した農民の一部は村内に滞留して小作農化し、また他人の山野を借

りてカンノ作を行ない、そこに杉を挿付けたのであるが、しかし彼らの挿付けた杉立木は、無条件で地主の所有に帰したわけではない。小作人と地主との分収林となり、小作はその持分を第三者に売ることでもできたのである。したがって「貴殿杉木御植付ノ後ニ滿ニケ年間作付ケ仕リ……」¹⁰⁾という形で、地主造林を加速したことは事実であるけれども、明治30年代以降本格的に展開していく大規模造林の中核的推進力として、カンノ小作を考えることはできないのである。

- 注) 1. とりあえず、笠井恭悦「林野制度の発展と山村経済」1964, p173~186
2. 林業発達史調査会<塩谷勉・黒田迪夫>: 「日田林業発達史」1957, p70
日田地方のカンノ小作造林に関する報告はこのほかにも、林野庁:「林業実態報告(大分県日田郡大鶴村)」1950, 金森連・林業金融調査会:「林業金融基礎調査報告(大分県中津江村)」1956, などがある。
なお、カンノとは焼畑のことで、その耕作体系等については、前掲『林業実態報告』が詳しい。
3. 山本猶市氏は、山本猶市:日田林業の沿革

(『大分県山林会々報第83号』)1922,において、山林所有者の多くが、杉山売渡証文を所持しており、それらの杉山が直挿によるものであることを報告している。また『日田林業発達史』も、地主等による農民造林の集積に關説しているが、例外的な事例だと断じている。

なお、日田地方におけるカンノ作と杉の植林との結びつきについて述べたものとしては前掲の諸文献のほかにかなりあるが、いずれも昭和期のものであり、地主造林の前史としての農民造林を報告したものではない。

4. 山村経済構造研究会:「日田林業発達史資料(3)」1970, p38所収
5. 同上, p53所収
6. 同上, p57所収
7. 同上, p40所収
8. 原田敏丸:日田幕領における都市と農村の社会経済的構造に関する一考察(宮本又次編『九州経済史研究』所収)1953, p163~164
9. 拙稿:山村農民層の分解過程—日田林業発達史として、(1)(『日林九支, 研究論文集, 第23号』)1969, p5
10. 前掲『資料(3)』p56